Article 33
Duration and Termination

1. This Agreement shall remain in force for an indefinite period. Either Contracting State may give to the other Contracting State, through diplomatic channels, written notice of termination of this Agreement. In that event, this Agreement shall remain in force until the last day of the twelfth month following the month in which the termination was notified.

2. If this Agreement is terminated in accordance with paragraph 1 of this Article, rights regarding entitlement to and payment of benefits acquired under this Agreement shall be retained.

3. Subject to paragraph 2 of this Article, both Contracting States shall consult each other how to deal with the periods of coverage which have been completed under the legislation of both Contracting States by the date of the termination of this Agreement.

In witness whereof, the undersigned, being duly authorized by their respective Governments, have signed this Agreement.

Done at Tokyo on the tenth day of October, 2014 in duplicate in the English language.

For Japan:

城内　実

For the Grand Duchy of Luxembourg:

Étienne Schneider

告示

○総務省告示第百六十七号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六条及び第八条の規定に基づき、郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成二十年総務省告示第百五十三号）の全部を改正し、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の施行の日（平成二十九年五月三十日）から施行する。

平成二十九年五月十七日

総務大臣　山本　早苗

郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　個人情報の取扱いに関する共通原則（第四条―第二十九条）
第三章　配達情報等の取扱い（第三十条）
第四章　雑則（第三十一条）

第一章　総則

（目的）

第一条　このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、及び個人情報の保護に関する基本方針（平成十六年四月二日閣議決定）にのっとり、郵便事業分野における事業者が信書（郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第四条第二項に規定する信書をいう。以下同じ。）の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いの確保に関して講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るための指針として定めるものである。

（適用の一般原則）

第二条　このガイドラインの規定は、個人情報の適正な取扱いに関し、事業者の遵守すべき基本的事項を定めるものとして、解釈され、運用されるものとする。

2　事業者は、法の規定及び信書の秘密の保護に係る郵便法第八条その他の関連規定を遵守するほか、このガイドラインに従い個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（定義）

第三条　このガイドラインにおいて使用する用語は、法第二条において使用する用語の例による。

2　このガイドラインにおいて「事業者」とは郵便法第二条の規定に基づき郵便の業務を行う日本郵便株式会社をいう。

第二章　個人情報の取扱いに関する共通原則

（利用目的の特定）

第四条　事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2　事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第五条　事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2　事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。